

「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」に係る
補助事業者（執行団体）公募要領

令和6年12月24日
観光庁参事官（産業競争力強化）

※本公募は、観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進に向けた取り組みの実施等について支援を受ける事業者を公募するものではありませんので、ご注意ください。

観光庁では、「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」を実施する補助事業者（執行団体）を、以下の要領で広く募集します。

本公募に申請する方、採択されて補助金の交付を受ける方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）のほか、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）をよくご理解の上、本公募への申請及び補助金交付申請に係る全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

記

◇公募期間

令和6年12月24日（火）～令和7年1月24日（金）17時【必着】

◇本事業の問い合わせ先

観光庁参事官（産業競争力強化）

「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」担当

E-mail：hqt-sankyo-universaltourism@gxb.mlit.go.jp

電話：03-5253-8948（10：00～18：00／土休日及び年末年始を除く）

※本公募要領をよくご確認いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。

※お問い合わせの際は、件名を必ず「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」としてください。他の件名では回答できない場合があります。

◇注意点

①補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽

の記述を行わないでください。

- ②偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、観光庁として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じて現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

- ③上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金を加えた額を返還していただきます。

- ④補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

- ⑤観光庁から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について観光庁の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1－1. 事業目的

人口減少が進む中で、国内における新たな交流市場を開拓する取組が求められているところ、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指すことが期待されています。

観光施設や宿泊施設のバリアフリー化を一層推進してユニバーサルツーリズムを促進する事業（以下「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」という。）を行うことで、国内における新たな交流市場を開拓するとともに、観光地・観光産業の収益性の向上を図ることを目的とします。

1－2. 事業スキーム



1-3. 業務内容

宿泊施設および観光施設の施設整備や設備導入を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、その費用負担を軽減するため、補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）を通じ、当該宿泊施設および観光施設におけるユニバーサルツーリズムを促進する事業です。業務内容は、以下を想定していますが、詳細については観光庁と協議することとします。

〈具体的な業務内容〉

（１） 間接補助事業者の公募に係る業務

間接補助事業者を対象とした公募に必要な業務を行います（例．応募に当たっての広報媒体の作成と事業周知、応募を受け付けるためのシステム構築、説明会による制度の周知等）。

※事務局として間接補助事業者の公募を、別途サイト等を設置して行う場合、「go.jp」のドメインを取得してください。

※また上記ドメインの取得以外に、本事務を行う際は、令和6年7月24日改定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン）」に準じ、情報セキュリティ対策を講じてください。

＜政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群＞

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ki jun.html>

（２） 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応

ワンストップで苦情・相談を受け付ける窓口の設置等の業務を行います。

（３） 補助金交付に係る業務

間接補助事業者に対して、交付申請の受付・交付決定など補助金交付に係る業務を行います。交付決定にあたっては、ユニバーサルツーリズムや、バリアフリー法等の専門的な知識を持ち、間接補助事業者を評価することのできる体制を構築すること。なお、体制構築には観光庁の承認を得ること。

（４） 間接補助事業者が実施する事業の管理・監督・報告に係る業務

間接補助事業者が実施する事業について、適切な管理・監督を行うとともに、観光庁に対する定期・不定期の報告を行います。（コールレポート、間接補助事業者からの申し立て内容、進捗状況管理、確定検査、支払手続き等）

（５） 間接補助事業者が実施する事業の総合的な支援に係る業務

本事業の目的を達成するため、間接補助事業者に対して、専門的な知見を提供することで、取り組みの効果的な実施に必要な支援を行います。

（優良事例を横展開するためのセミナーの開催等、本事業において効果的と考えられる独自の取り組みや工夫をご提案ください。）

- (6) 事業成果の取りまとめ、および事例の周知に係る業務
事例集などによる事業成果のとりまとめ、および周知に係る業務を行います。
- (7) 補助事業者の補助事業期間終了後のフォローアップ業務
- (8) 補助金の返還手続き
- (9) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

1－4. 事業実施期間

交付決定日～令和7年3月31日

※予算の繰越しを財務省に申請予定であり、承認された場合は事業期間を令和8年3月31日までに変更する予定。

【2. 補助金交付の要件】

2－1. 採択予定件数：1件

2－2. 補助率・補助額

補助率：定額

補助上限額：2,000,000千円

※事務経費は、所要額の積み上げとなりますが直接経費として交付される額の10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となります。）とします。

※なお、最終的な交付決定額については、観光庁と調整した上で決定することとします。

【3. 応募手続き】

3－1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。なお、過去の観光庁の事業において、情報漏洩を含む情報管理上の不適切な事案を発生させた者は、その際に講じた再発防止策の遵守を徹底できること。
- ⑥本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。

⑧法令遵守上の問題を抱えていないこと。

⑨国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3-2. 公募期間

令和6年12月24日（火）～令和7年1月24日（金）17時

3-3. 応募書類

- ・申請書（別添様式）：1部
- ・提案書（様式自由）：2部（A4版）（うち1部は社名入り、1部は社名無し）
- ・採択審査を行う上での必要書類：1部（会社概要・パンフレット、直近の財務諸表等）

※ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。なお、応募書類は返却しません。

※ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消となる場合があります。

3-4. 応募書類の提出先

応募書類は、電子メールによりご提出ください。

- ※ 郵送、持参及びFAXによる提出は受け付けません。
- ※ 締切を過ぎてのご提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。
- ※ 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読の上、ご提出ください。
- ※ ファイルの容量が大きく、電子メールへの添付が難しい場合は、大容量データ送信用のファイルをお送りいたしますので、【10. 問い合わせ先】に記載の連絡先へご相談ください。
- ※ ファイルの容量が大きい等、理由の如何に関わらず提案書を添付したメールが提出期限までに観光庁に届かなかった場合は、審査対象外となります。
- ※ 電子メール送信後は、お電話またはメールにて観光庁に届いているかご確認いただくことをおすすめいたします。

<電子メール宛先>

hqt-sankyo-universaltourism@gxb.mlit.go.jp あて

※ 件名は「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業申請書」として

ください。

※ データ容量が10MBを超える場合は、事前にご連絡ください。

【4. 審査・採択】

4-1. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①「3-1. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ②提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ④提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ⑤提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ⑥提案内容について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨本事業を複数事業者で実施する場合、他事業者との連携が円滑に遂行できる体制をとっているか。
- ⑩事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑪本事業の関連分野に関する専門的知見を有しているか。
- ⑫コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、観光庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容（業務の範囲）を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先からさらに委託・外注をしている場合（再委託・再外注を行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について観光庁との調整を経て決定することとします。

<実施体制資料の記載例>

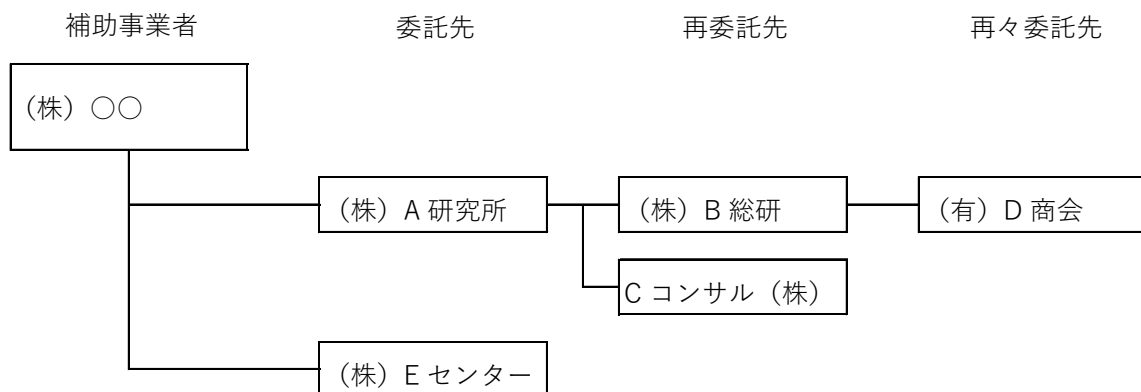
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【６．補助対象経費の計上】

６－１．補助対象経費の区分

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業	観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業	宿泊事業者等が実施する宿泊施設・観光施設におけるユニバーサルツーリズムの実現に必要な施設整備及び設備導入に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	1／2
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	定額

６－２．補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、補助金交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更等により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

【７．交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定及び交付決定を通知した後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。なお、採択決定後から交付決定までの間に、観光庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

【８．補助金の支払い】

８－１．支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※交付決定後、事業完了前の支払い（概算払）を希望する場合は、財務省との協議が必要となります。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払を希望する場合は、担当者にご相談ください。

8-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、補助金の額を確定します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【9. その他注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、補助金交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、交付決定後、補助事業を開始される際に観光庁と調整した上で決定することとします。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。
- ④ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑥ 事務処理上重大なミスが発覚し、その原因として重大な怠慢・過失が認められる場合には、補助金交付要綱第19条に基づき、交付決定の一部を取り消す場合があります。
- ⑦ 「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づき、情報管理に必要な措置を講ずること。なお、契約前は「国土交通省情報セキュリティポリシー」を提示することができないため、令和6年7月24日改定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン）」を確認すること。

＜政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群＞

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ki jun.html>

【10. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁参事官（産業競争力強化）

「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」担当あて

E-mail: hqt-sankyo-universaltourism@gxb.mlit.go.jp

電 話： 03-5253-8948 （10：00～18：00／土休日及び年末年始を除く）

※ 本公募要領をよくご確認ください。ご不明な点があればお問合せください。

※ お問い合わせは電子メール又は電話をお願いします。件名は必ず「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」としてください。他の件名では回答できない場合があります。